

令和6年5月24日

【外務省・厚生労働省】

【概要書】

2023年の国際労働機関（ILO）第111回総会において採択された「安全かつ健康的な作業環境を基本的な原則として承認することに伴う補充的な基準の改正に関する条約」、「安全かつ健康的な作業環境を基本的な原則として承認することに伴う補充的な基準の改正に関する勧告」及び「質の高い見習制度に関する勧告」に関する報告書の国会提出について

標記の報告書を衆議院議長に提出致しました。

連絡先は省略。

2023年の国際労働機関（ILO）第111回総会において採択された条約・勧告に関する報告書の国会報告について

ILO憲章に基づく国会報告

- ILO憲章において、各加盟国は、条約・勧告が新たに採択された場合、1年以内に、権限のある機関に当該条約・勧告を提出することとされている。
- 我が国の場合は、閣議決定の上、国会に報告している。

今回の報告の概要

- 2023年6月のILO総会において採択された条約及び勧告の内容等（※）について、ILO憲章に基づき、国会に報告するもの。

※条約及び勧告の主な内容

・ 安全かつ健康的な作業環境を基本的な原則として承認することに伴う補充的な基準の改正に関する条約（第191号）・勧告（第207号）

ILOの労働における基本的な原則及び権利に「安全かつ健康的な作業環境」が加わったことに伴い、既存の条約・勧告等の文言の改正を行うもの。

・ 質の高い見習制度に関する勧告（第208号）

質の高い見習制度の促進及び発展が適切な仕事をもたらし、仕事の世界における課題への効果的な対応に貢献することを認識し、見習制度の定義、適用範囲及び実施手段、質の高い見習制度に関する規制の枠組み、見習の保護等、見習制度の効果的な枠組みについて規定したもの。